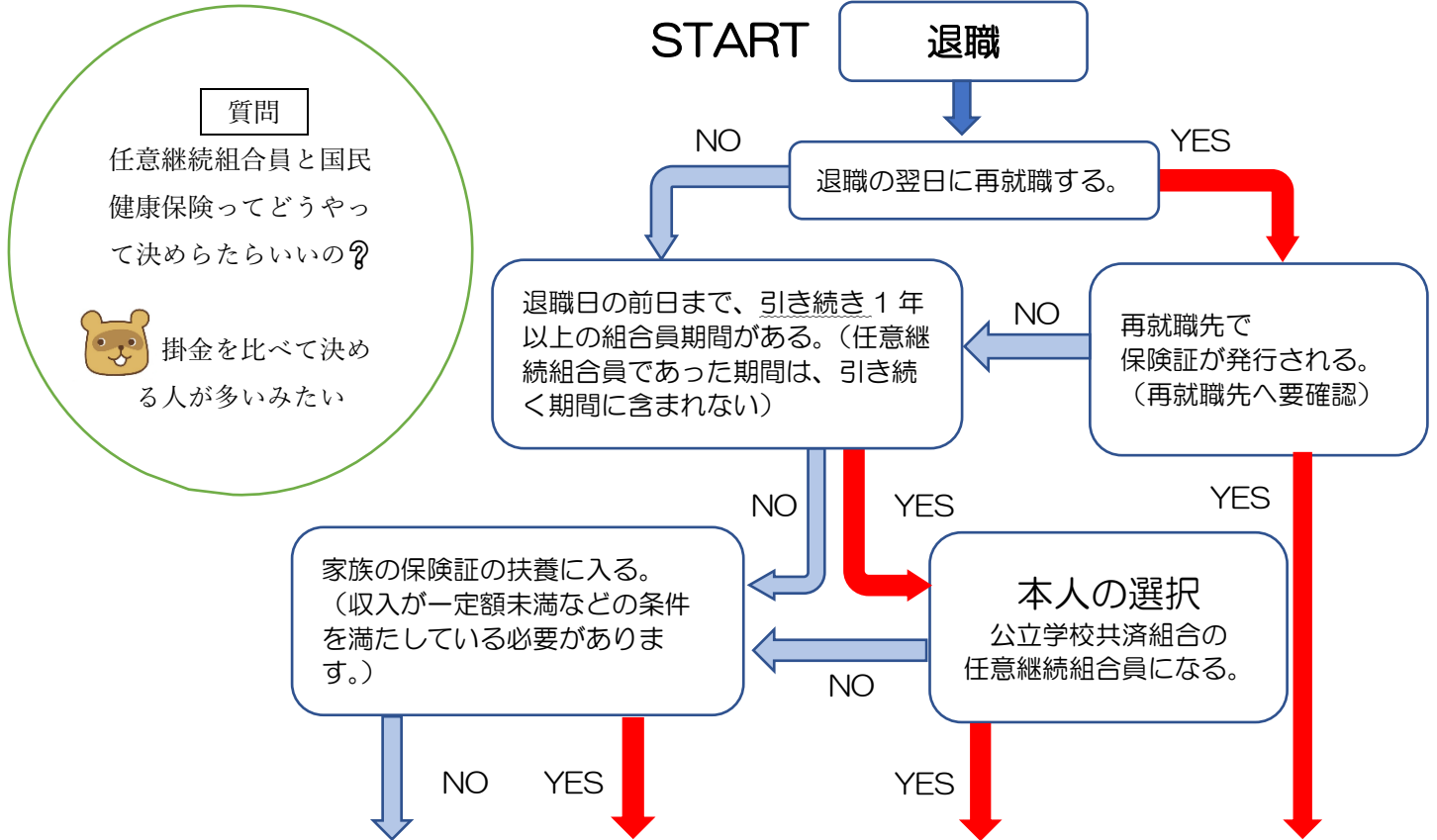


退職後の医療保険制度（保険証）について

退職すると、今持っている保険証は使用できなくなります。退職後に使用する保険証は以下の4つから選択することとなります。質問に答えて、あなたに合った保険証を選択しましょう。



質問
任意継続組合員と国民健康保険ってどうやって決めたらいいの？
掛金を比べて決める人が多いみたい



	A 国民健康保険に入る	B 家族の保険証の扶養に入る	C 任意継続組合員になる (最長2年加入)	D 再就職先の保険証を使う
給付内容	BやCより給付額が少額になることがある	保険証の発行元により異なる	現職時とほぼ同じ	保険証の発行元により異なる
掛金 (保険料)	前年の収入をベースに算出 (市区町村により異なる 令和4年度は 最高年額：1,020,000円)	負担なし	退職時の標準報酬月額を元に算出 (令和3年度末退職者の掛金 最高月額：45,444円 最高年額：523,188円)	保険証の発行元により異なる
窓口	住所地の市区町村役場の国民健康保険担当	家族の勤務先の保険証担当	公立学校共済組合 山梨支部	再就職先の保険証担当
その他	被扶養者分の保険料も世帯主が負担することになる	個人年金や財形年金も収入に含まれる扶養に入るための条件については、事前に確認が必要となる	加入する場合は、退職日から20日以内に申出及び掛金の納付が必要となる 被扶養者の認定は継続される	勤務形態によっては、保険証が発行されないこともある その場合は、A~Cのいずれかを選ぶことになる